

## 東京都「オレンジ本」改訂

オレンジ本は、「建築構造設計指針」が正式名称  
東京都以外でも基準として使用している行政庁が多い！

・1997年発行のオレンジ本(1991年改)が、2回の建築基準法改正に伴う改訂を経て、「建築構造設計指針」2001年度版として発行された。(2002年3月)

・法令告示改正の内容を取り込み、「仕様規定的な部分」と「計算や考察の工夫によって解決可能な部分」をかき分けている。

### 地盤改良の項目が初めて記載された

「建築構造設計指針」改訂において、地盤改良の項目は追加されたが、その扱いは簡単で、従来の都の内部資料にある都指針(案)の一部分を記載した形になった。今後も、ラップルコンクリートの代用としての考え方が中心になると予想される。

ただし、都庁管轄の建築指導事務所と23区、また23区でも指導内容に差異は出てくると考えられる。

独立基礎、布基礎の場合は全面改良になると思うが、べた基礎の場合は新宿区のように、設計に余裕がある場合は杭形式が認められたり、小規模建築物においては、品質管理試験が緩和されたりする可能性がある。

#### 概 略

- (1) 深層混合処理工法
  - a) 基礎底面下をブロック形式で全面改良する形式としたもの
  - b) 改良された地盤の許容応力度を  $150\text{kN/m}^2$  以下とする。
  - c) 検査手法A(施工技術・審査証明有)においては  $300\text{kN/m}^2$  以下とする。
- (2) 浅層混合処理工法
  - a) 小規模建築物だけを対象とし、基礎底部から2m以下を改良深度とする。
  - b) 改良された地盤の許容応力度を  $70\text{kN/m}^2$  未満とする。
- (3) 改良地盤の許容応力度  
改良地盤の許容応力度は、平板載荷試験又は載荷試験により得られた数値に基づいて定める。

この場合の試験数は、原則として1建築物ごとに1回以上とする。

- (4) 適用する基準
  - a) 深層混合処理工法・・・「センター指針」のうち全面改良形式に関する部分
  - b) 浅層混合処理工法・・・「センター指針」のうち浅層混合処理工法に関する部分
- (5) 品質検査方法  
「センター指針」の検査手法A又は検査手法Bと規定されている。  
検査手法Aは日本建築センターの「建築施工技術・技術審査証明」を取得している場合に適用される。

### 今後の役所対応

法令告示改正から改良地盤に対する検討法が示されたことにより、地盤改良が不可能だった行政庁に対応することは可能となる。ただし、戸建住宅に対しては明確な指針とはなっていないので個別の対応は続くと思われる。

今後、数ヶ月で役所の対応も決まってくると思うが、改訂予定の「小規模建築物基礎設計の手引き」の内容が目玉される。